

平成31年2月1日

## 議案等における個人情報の取扱いについて

### 1 現在の議案等における個人情報の取扱い

損害賠償額の決定に係る議案及び区長報告の個人情報の表記については、個人情報保護の観点から、平成17年の議会運営委員会に行政側が提案し、相手方の個人情報を表記しない取扱いに決定されました。なお、委員会資料については、個人情報の部分を被覆する対応となりました。

また、損害賠償額の決定以外で個人情報を表記する案件については、議案審査における当該項目の必要性と個人情報としての保護法益を比較考慮して判断することと同委員会で決定されています。

### 2 検討経緯

平成17年度からこの間、項番1に記載のとおり運用し、個人情報を記載した議案は、直近では平成23年に提出していますが、その当時と比べても、インターネットからの情報が取得しやすくなり、その情報から個人の資産を狙った詐欺事件が多発している等社会情勢は変化しています。

加えて、個人情報の保護に関する法律等においても、平成27年の改正で個人情報の保護を強化している中、個人情報について、より慎重に取り扱わなければなりません。

委員会においても、議事録のHP上での公開に加えて、資料についてHP上で公開する等行政も区議会も情報公開をより一層進めていく中で、今後の定例会において提出を予定している個人を相手方とする議案における個人情報の表記の仕方について検討を進めてきました。

### 3 現在相手方を表記している議案

契約、財産、権利放棄、訴えの提起、和解、人事等に関する議案

### 4 今後の取扱い

公人としての役割を担う人事案件等を除き、相手方が個人である場合、議案に個人情報を表記しないこととします。委員会資料についても同様に取り扱うこととします。表記の例については、別紙を御参照ください。

変更後の表記

土地の交換について（案）  
左記のとおり土地を交換する。

記

一	交換に供する土地	(一) 所 在 港区 〇〇〇丁目 〇〇番 〇〇
	(二) 種類及び面積 宅地 〇〇〇〇〇〇・〇〇平方メートル	
	(三) 価 額 〇〇〇〇万円	
二	交換により取得する土地	(一) 所 在 港区 〇〇〇丁目 〇〇番 〇〇
	(二) 種類及び面積 宅地 〇〇〇〇〇〇・〇〇平方メートル	
	(三) 価 額 〇〇〇〇万円	
三	交換による差額	〇〇〇〇万円
四	交換の相手方	個人

従来の表記

土地の交換について（案）  
左記のとおり土地を交換する。

記

一	交換に供する土地	(一) 所 在 港区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇
		(二) 種類及び面積 宅地 〇〇〇〇・〇〇平方メートル
		(三) 価額 〇〇〇万円 〇〇〇円
二	交換により取得する土地	(一) 所 在 港区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇
		(二) 種類及び面積 宅地 〇〇〇〇・〇〇平方メートル
		(三) 価額 〇〇〇万円 〇〇〇円
三	交換による差額	〇〇〇万円 〇〇〇円
四	交換の相手方	東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港  
太  
郎